

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（決裁区分） 第三条 財務に関する事務のうち、知事の決裁事項（決裁を要する事項をいう。以下同じ。）及び副知事、部局長、課長、室長又は総務チームリーダーの専決事項（専決の処理ができる事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあつては、副知事の専決事項にあつては知事の、部局長の専決事項にあつては副知事の、課長の専決事項にあつては部局長の、室長の専決事項にあつては課長の、総務チームリーダーの専決事項にあつては課長の（室が所掌する事務に関する事項にあつては、室長の）決裁を得なければならない。 一 知事の決裁事項並びに副知事、部局長、課長、室長及び総務チームリーダーの専決事項 （表 略） 備考 一・二 略 三 県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る(五)の規定の適用については、「課長の専決事項」とあるのは「県議会事務局議事調査課長の専決事項」とし、「総務チームリーダーの専決事項」とあるのは「県議会事務局議事調査課企画・広報チームリーダーの専決事項」とす	（決裁区分） 第三条 財務に関する事務のうち、知事の決裁事項（決裁を要する事項をいう。以下同じ。）及び副知事、部局長、課長、室長又は総務チームリーダーの専決事項（専決の処理ができる事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、特異の事項にあつては、副知事の専決事項にあつては知事の、部局長の専決事項にあつては副知事の、課長の専決事項にあつては部局長の、室長の専決事項にあつては課長の、総務チームリーダーの専決事項にあつては課長の（室が所掌する事務に関する事項にあつては、室長の）決裁を得なければならない。 一 知事の決裁事項並びに副知事、部局長、課長、室長及び総務チームリーダーの専決事項 （表 略） 備考 一・二 略 三 県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る(五)の規定の適用については、「課長の専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課長の専決事項」とし、「総務チームリーダーの専決事項」とあるのは「県議会事務局政務調査課調査広報チームリーダーの専決事項」とす

る。

二六 略

七 出納局総務事務センター長の専決事項

(一)・(二) 略

(三) 一件の金額が三百万円を超え五百万円未満の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関すること。

(四) 物品等調達支払管理システムで処理する物品の調達及び購入代金の支出に関する事務（以下「物品調達等事務」という。）で一件の金額が三百万円を超えるものの支出命令に関すること。

(五) 略

八・九 略

2 前項に定めるもののほか、財務に関する事務のうち次に掲げる事務は、当該事務を担当する集中調達管理員が専決する。

一 一件の金額が十万元以上三百万円以下の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関すること。

二 物品調達等事務で一件の金額が十万元以上三百万円以下のものの支出命令に関すること。

3 略

（専決事項の代決）

第六条 略

2七 略

8 前二項の規定にかかわらず、県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る第三条第一項第一号の表(五)に関する事項については、議事調査課長が不在の場合においてはその専決事項について議事調査課企画・広報チームリーダーが、議事調査課企画・広報チームリーダーが不在の場合においてはその専決事項について議事調査課長が代決することができる。

9 略

る。

二六 略

七 出納局総務事務センター長の専決事項

(一)・(二) 略

(三) 一件の金額が百六十万円を超え五百万円未満の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関すること。

(四) 物品等調達支払管理システムで処理する物品の調達及び購入代金の支出に関する事務（以下「物品調達等事務」という。）で一件の金額が百六十万円を超えるものの支出命令に関すること。

(五) 略

八・九 略

2 前項に定めるもののほか、財務に関する事務のうち次に掲げる事務は、当該事務を担当する集中調達管理員が専決する。

一 一件の金額が十万元以上百六十万円以下の物品要求伝票に基づく購入伺及び契約締結伺に関すること。

二 物品調達等事務で一件の金額が十万元以上百六十万円以下のものの支出命令に関すること。

3 略

（専決事項の代決）

第六条 略

2七 略

8 前二項の規定にかかわらず、県議会事務局における県議会図書室に属すべき図書に係る第三条第一項第一号の表(五)に関する事項については、政務調査課長が不在の場合においてはその専決事項について政務調査課調査広報チームリーダーが、政務調査課調査広報チームリーダーが不在の場合においてはその専決事項について政務調査課長が代決することができる。

9 略

(出納事務の代決)

第十一条 税務課長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務を担当する税務課チームリーダーの職にある副出納員(当該副出納員が不在のときは、当該副出納員以外の当該事務を担当する税務課の副出納員)が代決することができる。

2| 略
3| 11| 略

(会計職員の設置及び所掌事務)

第十三条 部局、地方公所又は物品公所に、次の表の区分により副出納員、経理員、現金取扱員及び物品取扱員を置き、同表の下欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

一・二 略

三 現金取扱員

略	県議会	略
略	議事調査課に属する職員のうちから知事が命ずる者	略
略	事務	略

四 略

(随意契約によることができる契約の金額)

第一百七十一条 令第六十七條の二第一項第一号に規定する規則で

(出納事務の代決)

第十一条

2| 略
3| 10| 略

(会計職員の設置及び所掌事務)

第十三条 部局、地方公所又は物品公所に、次の表の区分により副出納員、経理員、現金取扱員及び物品取扱員を置き、同表の下欄に掲げる事務をつかさどらせるものとする。

一・二 略

三 現金取扱員

略	県議会	略
略	政務調査課に属する職員のうちから知事が命ずる者	略
略	事務	略

四 略

(随意契約によることができる契約の金額)

第一百七十一条 令第六十七條の二第一項第一号に規定する規則で

定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 工事又は製造の請負 四百万円
- 二 財産の買入れ 三百万円
- 三 物件の借入れ 百五十万円
- 四 財産の売払い 百万円
- 五 物件の貸付け 五十万円
- 六 前各号に掲げるものの以外のもの 二百万円

別表第二の二（第五十四条の二関係）

一 〰 百五十三 略

百五十四 調理師試験手数料（指定試験機関に納めるものを除く。）

百五十五 〰 二百五十三の八 略

二百五十三の九 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料
二百五十四 〰 二百九十一 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の二第二百五十三号の八の次に一号を加える改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
- 二 財産の買入れ 百六十万円
- 三 物件の借入れ 八十万円
- 四 財産の売払い 五十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に掲げるものの以外のもの 百万円

別表第二の二（第五十四条の二関係）

一 〰 百五十三 略

百五十四 調理師試験手数料

百五十五 〰 二百五十三の八 略

二百五十四 〰 二百九十一 略